

平成 25 年 10 月

大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての高知県立室戸広域公園使用に関する協定書

大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての高知県立室戸広域公園使用に関する協定書

大規模地震等の災害により、室戸警察署（以下「室戸署」という。）庁舎が使用不能となった場合に、高知県立室戸広域公園野球場（以下「室戸マリン球場」という。）を室戸警察署災害警備本部（以下「室戸署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、高知県立室戸広域公園管理者 安芸土木事務所長（以下「甲」という。）と室戸警察署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模地震等の災害により室戸署庁舎が使用不能となった場合（以下「緊急事態」という。）に、室戸マリン球場の施設の一部を乙が借用し、室戸署警備本部用施設として使用することを目的とする。

（使用箇所の指定）

第2条 緊急事態に関し、乙が使用する室戸マリン球場の施設の一部とは、次の箇所を指す。ただし、次の箇所が使用できない場合、甲が別の箇所を指定するものとする。

- （1） 1階記者室
- （2） 屋外駐車スペース 10台分

（使用期間）

第3条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として1ヶ月以内とする。

（使用許可）

第4条 乙は、別添「許可申請書」を甲に提出し、許可を受けるものとする。
ただし、緊急を要する場合には、口頭により連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（使用期間延長の手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料）

第6条 使用料金については、無償とする。

(原状回復)

第7条 使用期間が終了したときに、汚損箇所等がある場合は、乙の費用で使用開始前の状態に回復するものとする。

(管理責任)

第8条 甲は、乙が室戸広域公園を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における室戸署警備本部の開設等)

第9条 乙は、甲の管理に係る室戸マリン球場正面出入口の鍵及び記者室の鍵、室戸広域公園出入口門の鍵を各1個を保管し、緊急事態発生時には甲が不在の場合でも、指定箇所に室戸署警備本部を開設することができるものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第10条 甲が乙に対し、本協定2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更又は本協定の解約をすることができるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年10月21日

甲 安芸市矢ノ丸3番348号
高知県立室戸広域公園管理者
安芸土木事務所長

乙 室戸市室戸岬町5523番地1
室戸警察署長

許 可 申 請 書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

都 市 公 園 名	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 場 所	
そ の 他 の 事 項	

